

金融庁が「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成26年6月25日、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等を公表した。

改正の主な内容

(1) 新規上場時の有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数短縮

昨年12月に公表された金融審議会「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、有価証券届出書に掲げる財務諸表の年数を5事業年度分から2事業年度分に短縮するよう改正を行う。

(2) 非上場のIFRS適用会社が初めて提出する有価証券届出書に掲げる連結財務諸表の年数

IFRSの任意適用に係る要件の緩和により、非上場会社であってもIFRSに準拠した財務諸表の作成が可能となったことを踏まえ、非上場会社が初めて提出する有価証券届出書に

IFRSに準拠して作成した連結財務諸表を掲げる場合には、最近連結会計年度分のみ記載で足りる旨の改正を行う。

これらのほか、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」を改正し、IFRSに準拠して作成した連結財務諸表の監査において、当連結会計年度の監査報告書に比較情報に関する事項を含めて記載する方法を設定するなど、所要の改正も行う。

改正後の規定は、本年8月下旬に公布・施行する予定とされている。

なお、コメント期限は、平成26年7月25日（金）17時までとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ（<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20140625-2.html>）を参照いただきたい。

以上

トーマツ Webサイト 会計監査トピックス・『会計情報』のご案内

<http://www.tohmatu.com/ek/>

トーマツグループ公式サイトでは、創刊以来38年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 解説記事 : 国内会計基準・米国会計基準の最新情報を解説
- 会計監査の歴史・しくみ : 会計監査の歴史・しくみや公認会計士の仕事について解説
- 会計・監査用語集 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について分かりやすく解説
- 出版物 > 『会計情報』 : 月刊誌『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載